

福岡県教育委員会広告取扱基準に定める事項の例

(業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者は広告事業の対象としない。

(中略)

(9)その他教育委員会資産等を広告媒体とする業種又は事業者として適当でないと認められるもの

○(9) 関係

- ①医療行為に類似したサービス又は医療用具、器具に類似した商品に該当するもの
- ②連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、又はこれらに類する取引に該当するもの
- ③興信所、探偵事務所等に該当するもの
- ④占い、運勢判断等に該当するもの
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の者
- ⑥県税の滞納がある者
- ⑦福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）又は福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（62管行第40号の2総務部長依命通達）に基づく指名停止措置期間中である者

(広告内容の基準)

第4条 広告内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。なお、広告掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1)法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2)公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4)青少年の健全育成に支障があると認められるもの

- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 人材募集広告
- (8) 比較広告
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (11) 当該広告の内容について、福岡県又は福岡県教育委員会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (12) その他広告媒体の性質に照らし不適切と認められるもの

○ (1) 関係

- ①法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
- ②法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- ③商標、著作権その他の財産権を無断で使用するもの

○ (2) 関係

- ①暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの
- ②醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
- ③性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
- ④犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑤その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

○ (3) 関係

- ①他の者をひぼう、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- ②人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ③第三者の氏名、写真を無断で使用するもの及びプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの

○ (4) 関係

- ①たばこ、酒に関するもの
- ②ギャンブルに関するもの
- ③その他青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

○ (5) 関係

- ①公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）
- ②政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）
- ③宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（宗教団体の広告を含む。）

○ (6) 関係

- ①個人又は団体の意見広告
- ②世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの

○ (7) 関係

- ①社員、副業、内職、会員等の募集に関するもの

○ (8) 関係

- ①自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの
- ②商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨若しくは保証する記述があるもの

○ (9) 関係

- ①通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
- ②通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なもの

③外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの

○ (10) 関係

- ①統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす。）
- ②射幸心をあおる表示又は表現
- ③誇大な表現を含むもの
- ④社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を利用して権威づけようとするもの
- ⑤投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させるもの
- ⑥他人名義の広告
- ⑦粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
- ⑧その他消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁、表現で、広告であることが不明確なものを含む。）

○ (11) 関係

- ①県又は教育委員会が広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの（県が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。）

○ (12) 関係

- ①色又はデザイン等が紙面と著しく違和感があり、見る者に不快感を起こさせるもの
- ②品位を損なう表現のもの
- ③投機を著しくあおる表現のもの
- ④債権取り立て、示談引き受けなどに関するもの
- ⑤謝罪、釈明などのもの
- ⑥暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの